

電気事業法に基づく定期報告義務について

平成 28 年 2 月  
資源エネルギー庁  
電力市場整備室

電気事業者は、電気関係報告規則第 2 条の規定に基づく定期報告義務が課せられており、小売電気事業者に対しては「発受電月報」の提出が求められる予定（報告義務を怠ると罰則が適用される）。

現在、平成 28 年 4 月からの小売全面自由化に合わせて、報告書様式の見直しを行っているところであり、新様式案についてパブリックコメントを実施中。

◆パブリックコメント URL

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620116011&Mode=0>

※発受電月報様式関係掲載ページ

新旧対照表（PDF データ）：P88－P89

別表・様式等（PDF データ）：P65－P76

新様式については、確定次第、資源エネルギー庁 HP に掲載する予定。詳細についての問い合わせ先は下記の通り。

【連絡先】

資源エネルギー庁 電力市場整備室 調査班（電話：03-3501-1511 内線：4741）

電子メール：[denryokuteikihoukoku@meti.go.jp](mailto:denryokuteikihoukoku@meti.go.jp)